

第3回
「教員養成に関するモデルカリキュラムの作成に関する調査研究」
シンポジウム資料

目 次

■ 講演

文部科学省 高等教育局 大学振興課 教員養成企画室
室長補佐 粟井 明彦

■ 事業報告

鳴門教育大学 自然系コース（理科）
教 授 佐藤 勝幸

■ 教員養成教育のためのガイドライン

カリキュラムマップ

- ・ 中学校教育専修（数学科教育コース）
- ・ 小学校教育専修

講演

文部科学省 高等教育局 大学振興課 教員養成企画室
室長補佐 栗井 明彦

教員養成について

文部科学省 高等教育局 大学振興課 教員養成企画室



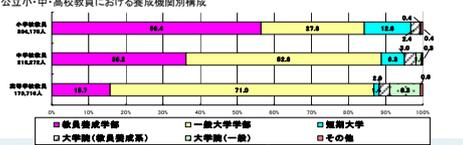
教員養成の現状

(1) 公立学校教員採用試験の採用者学歴別内訳(平成22年度)

	小学校	中学校	高等学校
国立教員養成系大学・学部	41.0%	27.3%	12.2%
(平成8年度 67.1%)	(平成11年度 40.2%)	(平成7年度 17.9%)	
一般大学	49.6%	59.8%	63.2%
短期大学等	3.2%	1.5%	0.6%
大学院	6.2%	11.4%	24.0%

()内は過去15年間でピーク時の数字であり、国立教員養成系大学・学部出身者の公立学校教員採用者数に占めるシェアは年々低下している。

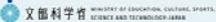
(2) 公立小・中・高校教員における養成機関別構成



教員として採用される者は免許取得者の1/3

授与年度	免許状取得者数(人)	教員採用者数(人)
昭和39年度	49,464	32,936
昭和59年度	151,008	51,027
平成17年度 うち小学校 中学校 高校	117,903 16,576 51,190 73,509	40,156 (13,038 ※5,025) 6,909 (2,088) 6,214 (1,656)

採用者数は授与年度の翌年度 ※は新卒での採用者
※ 教員就職者がいない認定課程を有する大学も存在



養成機関別新規学卒者免許状取得者数

※平成21年3月卒業者の免許状取得状況

小学校教員免許状取得者数: 1万7,604人

中学校教員免許状取得者数: 4万9,882人

高等学校教員免許状取得者数: 6万6,546人



国立教員養成系大学・学部の現状(22年度)

学部

○設置状況: 44大学44学部(うち単科大学11)

○課程・入学定員

区分	大学教		入学定員		合計
	教員養成課程	新課程	教員養成課程	新課程	
44	4	4	10,498	4,357	14,855

※ 新課程: 教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を、教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したもの。

大学院(修士課程)

○設置状況

設置大学数	研究科数	専攻数	入学定員
45	45	173	3,333

教職大学院(専門職学位課程)

○設置状況

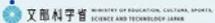
区分	設置大学数	入学定員
国立	19	645
私立	6	195
計	25	840

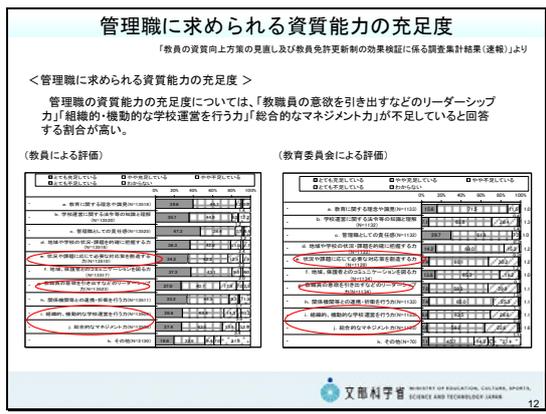
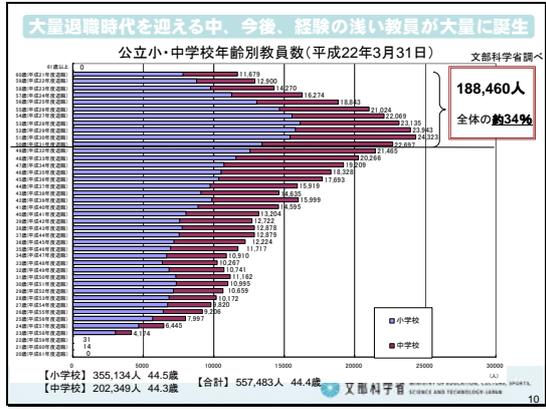
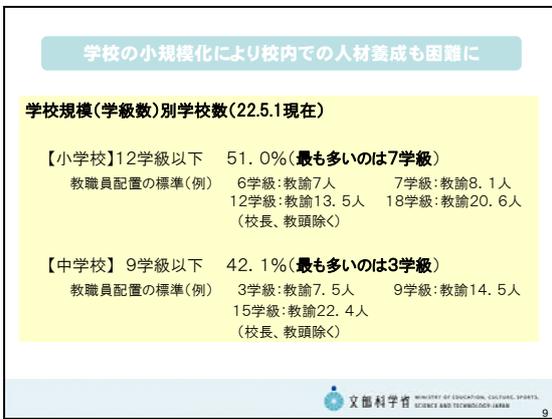
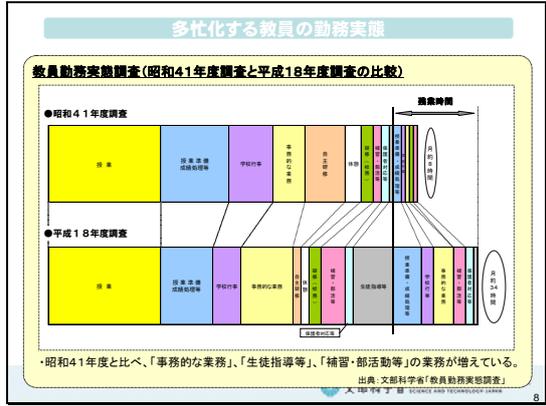
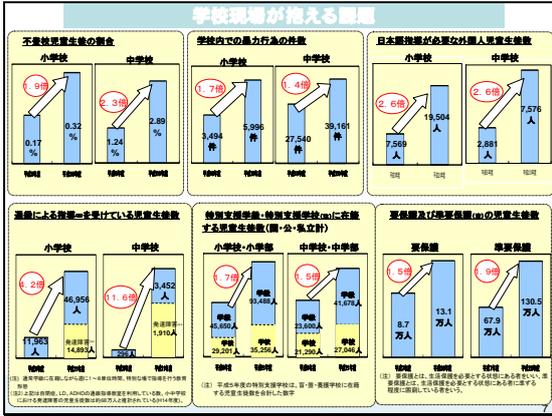


大学の教職課程の課題

平成18年7月 中央教育審議会答申
「今後の教員養成・免許制度の在り方について」

- 教員養成に対する明確な理念(養成する教員像)の追求・確立がなされていない大学があるなど、教職課程の履修を通して、学生に身に付けさせるべき最小限必要な資質能力についての理解が必ずしも十分でないこと。
- 教職課程が専門職業人たる教員の養成を目的とするものであるという認識が必ずしも大学の教員の間に共有されておらず、講義概要の作成が十分でなかったり、科目間の内容の整合性・連続性が図られていないなど、教職課程の組織編成やカリキュラム編成が、必ずしも十分整備されていないこと。
- 大学の教員の研究領域の専門性に偏した授業が多く、学校現場が抱える課題に必ずしも十分に対応していないこと。また、指導方法が講義中心で、演習や実験、実習等が十分でないほか、教職経験者が授業に当たっている例も少ないなど、実践的指導力の育成が必ずしも十分でないこと。特に修士課程にこれらの課題が見られること。





最近の改革

2014年11月教育の構造の中で、(20年12月 中絶再考中) 大学に期待される取組
第2章第2節 学士課程編成・実施の方針について ~幅広い学び等を保証し、21世紀型市民にふさわしい学習成果の達成を~

- 1 教育課程の体系化**
 - ◆ 学習成果や教育研究上の目的を明確化した上で、その達成に向け、順次性のある体系的な教育課程を編成する(教育課程の体系化・構造化)
- 2 単位制度の実質化**
 - ◆ 学部・学科等の目指す学習成果を踏まえて、各科目の授業計画を適切に定め、学生等に対して明確に示すとともに、必要な授業時間を確保する。
シラバスに関しては、国際的に通用するものとなるよう、以下の点に留意する。
 - ・各科目の到達目標や学生の学修内容を明確に記述すること
 - ・単体学習の内容を具体的に指示すること
 - ・成績評価の方法・基準を明示すること
 - ・シラバスの実施が、授業内容の概要を総覧する資料(コース・カタログ)と同等のものにとどまらないようにすること
- 3 教育方法の改善**
 - ◆ 学習の動機付けを促しつつ、双方向型の学習を奨励するため、講義そのものを能力あるものにする¹⁾とともに、体験活動を含む多様な教育方法を積極的に取り入れる。
学生の主体的・能動的な学びを促す教授法を重視し、例えば、学生参加型授業、協働・協同学習、課題解決・探求学習などを取り入れる。大学の実態に応じて、社会奉仕体験活動、フィールドワーク、インターンシップ、海外体験学習や短期留学等の体験活動を効果的に実施する。学外の体験活動についても、教育の質を確保するよう、大学の責任の下で実施する。
- 4 成績評価**
 - ◆ 教員間の共通理解の下、成績評価基準を徹底し、その明示について徹底する。
 - ◆ 学生が、自らの学習成果の達成状況について整理・点検するとともに、これを大学が活用し、多面的に評価する仕組み(いわゆる学びのポートフォリオ)の導入と活用を検討する。

19

最近の改革 (教科に関する国立教員養成大学・学部の役割)

国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会報告書 (平成13年11月22日)

(3) 教員養成学部としての独自の専門性の発揮

- ①教科専門科目の在り方
 - 教科専門科目の分野は、理学部や文学部など一般学部でも教育されている。教員養成学部の独自性や特色を発揮していくためには、教科専門科目の教育目的は他の学部とは違う。教員養成の立場から独自の在り方であることが求められる。必ずしも共有認識があるわけではないが、教員が教科を通して、教育活動を展開していくということと考えれば、「**子ども心身の発達段階に応じ、基礎や応用を引継ぎ継承を履修**」して能力の育成(注)が教員養成学部の教科専門科目に求められる独自の専門性といえる。
- (小学校教員養成の場合)
 - 小学校教員養成のための教科専門科目の在り方については、従来から様々な議論があるが、小学校における教育の特性を考えると、同様に教えるという小学校における教育の在り方のため、**教科専門と教職教育の分離を前提とした新たな分離を構築**していくことが考えられる。従来からその必要性が指摘されてきた両者の連携が必ずしも十分でなかったという認識があるが、その在り方を研究するのは、教員養成学部において同じではなく、教員養成学部が独自性を発揮していくために必要にして取り進めなければならない分野であり、これまで以上に両者の連携協力を図り、それを構築していくことが教員養成学部の特色の発揮につながっていくと考えられる。
- (中学校教員養成の場合)
 - 中学校教員は多くの一般学部でも養成されており、それだけに中学校教員養成の教科専門科目の在り方については、教員養成学部の独自性の発揮が求められる分野である。単に一般学部とは専門科目の修得単位数に違いがあるというだけではなく、その内容に本質的な違いがあらわにできる。基本的には**基礎的知識や教科との関連性を踏まえてどのような授業を履修すべきか**という内容を学ぶことが、中学校の教科専門科目の特色と考えることができる。

②教科教育法(学)の在り方

- 教科教育法(学)は、免許法上は教職に関する科目の「各教科の指導法」として位置付けられるものであるが、**教科専門と教職科目を結びつけるものとして極めて重要**な分野である。この分野は、**教育技術的なことを教授するに止まらずに、今後、教科教育指導員と教職課程指導員が協力して教員養成学部が独自性を発揮していくための重要な分野として充実を図っていくことが期待される。** 又 教科科目 (SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN)

20

教職実践演習のねらい

全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」
教職課程の履修を通じて、教員として最小限必要な資質能力の全体を確実に身に付けさせるとともに、その資質能力の全体を明示的に確認する
→ 履修時期: 原則として4年次の後期に実施

○ 大学にとっては・・・
学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、**大学自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認**

○ 学生にとっては・・・
将来、教員になる上で、**自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようにすること**

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

21

教職実践演習の特徴

- ①学校現場の視点(学校現場や教育委員会との連携)**
 - ・ 演習を中心(ロールプレイング、事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等)
 - ・ 教職経験者を指導教員に含め、授業計画の作成や学生に対する指導、評価に参加
- ②教科と教職の知見を結集**
 - ・ 教職に関する科目の担当教員と教科に関する科目の担当教員が共同して、科目の実施に責任を持つ体制
 - 特に教科に関する科目の担当教員の積極的な参画の必要性
- ③全学的な質保証の取組への期待**
 - ・ 教員養成カリキュラム委員会等で、入学直後からの学生の教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえて指導に当たることが必要

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

22

大学の取組例

【鳥取大学】

- ・ 教職実践演習を含む教職課程の管理・運営の全学的な責任機関として「教師教育研究センター」を設置
- ・ 1000時間体験学習プログラムの全学的適用
- ・ プロファイルシートによる学生一人一人の「教職履修カルテ」の作成

【岡山大学】

- 教育学部附属教育実践総合センターを改組し、全学教師教育開発センターを設置(22年4月)
- ・ 教職実践演習を含む全学教職コア・カリキュラムを構築し、教員養成の質を組織的に保証
- ・ WEB化した教職実践ポートフォリオを用いた成績評価で教育実践力の到達度を確認(教職実践演習の履修カルテとして活用)
- ・ 岡山県・市教育委員会等の教育行政・学校現場と連携した全学的な教員養成体制の整備

【横浜国立大学】

- ・ 22年4月、教育実践総合センターを改組し、教育人間科学部附属教育デザインセンターを設置。教員養成カリキュラムの開発や全学的な統括、教育委員会との連携の拠点

【愛媛大学】

- ・ 22年11月に全学センターとして「教職総合センター」を設置
- ・ 教員養成カリキュラムの研究や改善、教職実践演習に関する全学的な運営や教育委員会との連携の拠点

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

23

カリキュラムやポートフォリオの開発に関する取組例

<カリキュラムやポートフォリオの開発に関する取組>

【鳴門教育大学】

- ・ 授業実践学を中核とした「教員養成コア・カリキュラム(鳴門プラン)」を17年度から学士課程に導入。18年度から教育評価および自己評価の段階指標である「授業実践力評価スタンダード(鳴門スタンダード)」を開発。
- ・ 学生の到達目標の確認及び教員の授業改善に役立てよう教職大学院では「学びのポートフォリオ」を導入。

【兵庫教育大学】

- ・ 22年度から士力力の保証と実質化を図るための「教員養成スタンダード」や、自己評価を行うための「e-ポートフォリオシステム」や客観評価としての「学習到達度診断カルテ」を開発。

【北海道教育大学】

- ・ 20年度から評価指標を明示する「ステップアップ・チェックリスト」や学習履歴を記入する「電子ポートフォリオ」を開発

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

24

教員養成大学・学部におけるFD等取組例

<新任教員の研修>
【北海道教育大学】
 ・教員養成課程の新任教員全員に附属学校での研修を義務化。
【群馬教育大学】
 ・新任教員FDの附属校園の公開研究会への参加。

<公開講座>
【宮城教育大学】
 ・「小学校の教科に関する専門科目」のほかに、授業(延べ50授業)を2週間にわたり、教員以外に事務系職員や附属学校教職員に公開して授業発表、授業検討会の実施。

<大学課程の卒業生の進路に関するFD>
【大阪教育大学】
 ・大学院課程の卒業生の進路に関し、「学生のキャリア意識を育てる授業の工夫」をテーマとするFDシンポジウムを開催。

<教職実践演習に調音するFD>
【大阪教育大学】
 ・教職実践演習の実施に向けて、をテーマにFD講演会を実施。学生指導の在り方や、評価、授業カリキュラムなどに関する情報交換。

<教職大学院に関するFD>
【専門教育大学】
 ・教職大学院における高度学校教育実践専攻独自のFD委員会を組織

<専門職大学院OP等>
【上越教育大学、長岡教育大学、鳴門教育大学】
 「教職大学院の実習等」FDシステム共同構築
 ・教職大学院の「実習」「課題研究」等のカリキュラム内容の点検・評価
 ・チーム・ティーチング等教育方法の点検・評価
 ・実務家教員の研修プログラムの開発

教職大学院（専門職学位課程）制度の概要

1. 教職大学院の特性(既存の修士課程との違い)

- 1 実務家教員(教職等としての実務経験のある教員)を必要専任教員の4割以上置くことを法令上規定。
- 2 45単位のうち10単位以上は学校等での実習を行うよう義務化。(研究指導を受けることや修士論文の提出が義務づけられていない。)
- 3 事例研究、フィールドワーク等を積極的に導入した「理論と実践の融合」による体系的授業科目
- 4 大学は7年ごとに機関別の認証評価を受けることが義務づけられているが、さらに、教職大学院は5年に1回、分野別の認証評価が義務付けられている。

2. 現状(平成22年度)

- 1 教員就職率(現職教員を除く)【平成22年3月卒業生】
 : 90.0% (国立教員養成大学・学部59.6%)
- 2 入学定員充足率 : 95.5% (前年度より5.1%増)
- 3 志願者数 : 1,198人 (前年度より73人増)
- 4 入学者数 : 802人 (前年度より5人増)

現職教員 391人(前年度より8人増)
 学部卒業生等 411人(前年度より47人増)

教職大学院及び修士課程(教員養成系)の現状(平成22年度)

○ 教職大学院

大学	学部	研究科/専攻	人数	25大学	合計
1	北海道教育大学	教育学研究科 教育実践専攻	48	25	25
2	札幌学院大学	教育学研究科 教育実践専攻	12	25	25
3	山形大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
4	群馬教育大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
5	新潟大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
6	富山大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
7	金沢大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
8	石川県立大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
9	福井大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
10	滋賀大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
11	京都府立大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
12	大阪府立大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
13	和歌山大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
14	奈良県立大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
15	徳島大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
16	高松大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
17	愛媛大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
18	香川県立大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
19	岡山県立大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
20	広島県立大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
21	山口県立大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
22	徳島県立大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
23	高松県立大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
24	愛媛県立大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25
25	香川県立大学	教育学研究科 教育実践専攻	25	25	25

合計 840人

○ 修士課程(国立大学教員養成系)

大学	研究科	専攻	人数	合計
1	(3)	(3)	(8)	(700)
2	(3)	(3)	(8)	(700)
3	(3)	(3)	(8)	(700)
4	(3)	(3)	(8)	(700)
5	(3)	(3)	(8)	(700)
6	(3)	(3)	(8)	(700)
7	(3)	(3)	(8)	(700)
8	(3)	(3)	(8)	(700)
9	(3)	(3)	(8)	(700)
10	(3)	(3)	(8)	(700)
11	(3)	(3)	(8)	(700)
12	(3)	(3)	(8)	(700)
13	(3)	(3)	(8)	(700)
14	(3)	(3)	(8)	(700)
15	(3)	(3)	(8)	(700)
16	(3)	(3)	(8)	(700)
17	(3)	(3)	(8)	(700)
18	(3)	(3)	(8)	(700)
19	(3)	(3)	(8)	(700)
20	(3)	(3)	(8)	(700)
21	(3)	(3)	(8)	(700)
22	(3)	(3)	(8)	(700)
23	(3)	(3)	(8)	(700)
24	(3)	(3)	(8)	(700)
25	(3)	(3)	(8)	(700)

合計 4,173名

教員免許更新制の効果①

<免許更新講習事後評価結果>
 9割以上の受講者が、受講した講習について、「よい」、「だいたいよい」と回答している。

【必修領域】

【選択領域】

※上記の結果は、平成21年度に実施された講習のうち、平成22年8月時点で詳細結果の集計が完了している、以下の講習についてとため。

	開校者数	講習数	受講者数(延べ人数)
必修領域	315大学等	876講習	80,680人
選択領域	491大学等	7,536講習	132,364人

教員免許更新制の効果②

「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査結果(速報)」より

<教員免許更新制の効果>
 教員、保護者ともに、「とてもある」、「ややある」と回答している割合が、いずれの項目においても5割以下となっている。

(教員に対する質問)

項目	とてもある	ややある	あまりない	全くない	わからない
a. 最新の知識技能の習得(N=13285)	10%	25%	45%	15%	5%
b. 児童生徒への質の高い教育の提供(N=13285)	10%	25%	45%	15%	5%
c. 教員としての自信と誇り(N=13285)	10%	25%	45%	15%	5%
d. 社会からの教員に対する理解・尊敬の意の充実(N=13285)	10%	25%	45%	15%	5%
e. 大学と学校現場の連携(N=13285)	10%	25%	45%	15%	5%
f. 不適合教員の研修(N=13285)	10%	25%	45%	15%	5%

(保護者に対する質問)

項目	とてもある	ややある	あまりない	全くない	わからない
a. 最新の知識技能の習得(N=4075)	10%	25%	45%	15%	5%
b. 児童生徒への質の高い教育の提供(N=4086)	10%	25%	45%	15%	5%
c. 教員としての自信と誇り(N=4086)	10%	25%	45%	15%	5%
d. 社会からの教員に対する理解・尊敬の意の充実(N=4086)	10%	25%	45%	15%	5%
e. 大学と学校現場の連携(N=4086)	10%	25%	45%	15%	5%
f. 不適合教員の研修(N=4086)	10%	25%	45%	15%	5%

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について

学校教育における課題の多様化・複雑化
 ・教員が対応すべき課題の多様化(生徒指導上の課題、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICTの活用など)
 ・地域・保護者とのより緊密な連携の必要性
 ・教員の実践的指導力・コミュニケーション力の強化の必要性

資質能力の充実
 ・教員への信頼の増進(不祥事、指導力不足教員の問題を含む)
 ・社会の多様化に伴う教員の地位の相対的低下
 ・教員間の同僚性の希薄化(同僚間で指導し合う文化の消失傾向)

教員の働き方(労務体制)

教員が生活を通じて資質能力を蓄めながら自信と誇りを持って教壇に立ち、社会からの信頼を得られるような環境を整えていくことが急務

教員の資質能力の向上方策の検討に当たっては、教員が教職生活の全体を通じて不断に専門性を高めていくことを支援するシステムづくりが喫緊の課題。初等中等教育改革、高等教育政策の一體的な改革へ

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について中央教育審議会に諮問
 →「教員の資質能力向上 特別部会」を設置して検討(6月23日より6回開催)

その後の方策

【審議事項】
 1. 教職生活の各段階で求められる専門性の基礎となる資質能力を蓄養に身に付けられるような新たな教員養成・教員免許更新の仕組みについて
 → 教職課程の期間・内容等の充実、教職大学院の在り方の検討、課程認定の厳格化 など
 2. 新たな教員養成の在り方を踏まえ、教職生活の全体を通じて教員の資質能力の向上を保障する仕組みの構築について
 → 教員免許制度の見直し、現職研修の充実、免許更新制の検証と在り方の検討 など
 3. 教育委員会や大学をはじめとする関係機関や地域社会との組織的・継続的な連携・協働の仕組みの構築について
 → 関係機関や地域が一体となって教員を育て支援する環境づくり、多様な人材の登用 など

【地域内関係者の働き方】
 ・地域内関係者の働き方
 ・校長の在り方
 ・人事管理の改善・充実
 ・教員が安心して教育活動に専念できる環境づくり
 ・教員が信頼して学び合える環境づくり(同僚性の回復)

「審議経過報告(案)」の主な内容

平成22年12月27日、中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会(第8回)審議

○教員養成の在り方について

- 教員養成は、学部4年に加え、1年から2年程度の修士レベルの課程等での学修を要すること(修士レベル化)について、今後検討を進める。
- 学校現場における実践力・応用力など教職としての高度な専門性の育成を図る**教職大学院**は、**修士レベルの課程等の受け皿として主力を担うことが想定されるが、具体的な教職課程等の見直しに併せて、教職大学院の在り方についても検討が必要である。**

○教員免許制度について

- 教員養成の修士レベル化について今後検討を進めることとし、その際、例えば、当面は、**学士課程修了者に基礎的な資格(「基礎免許状(仮称)」)を付与し、教員として採用された後に、必要な課程等を修了すれば修士レベルの資格(「一般免許状(仮称)」)を付与することも検討する。**
- 教員免許状により一定の専門性を公的に証明する「**専門免許状(仮称)**」を創設することについて検討する。

○教育委員会・大学等の関係機関の連携・協働について

教育委員会・大学をはじめとする関係機関や地域社会が一体となって教員を養成し、支援していくことが重要であることから、大学の教職課程の認定や評価、「**専門免許状(仮称)**」授与の際の履歴の評価、大学と教育委員会が連携した研修の実施等において、これら関係者の**連携・協働により広範かつ確実に行われるような仕組みを構築する必要がある。**

教員養成の修士化についての効果と課題①

「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果(速報)」より

<教職課程を修士まで引き上げた場合に期待できる効果>
期待できる効果として「**教科や生徒指導などの専門性が高まる**」を挙げる割合が全般的に高い。

期待できる効果	教員(N=1422)	学校長(N=648)	大学長(N=238)	教育委員会(N=115)
実践的な指導力が身に付く	11.7	17.2	21.8	16.3
教科や生徒指導などの専門性が高まる	66.4	31.8	44.1	51.7
学生が教員になることへの自覚が働く	11.4	18.1	20.7	12.4
保護者からの信頼を得られる	11.4	11.7	11.0	11.4
特になし	11.4	11.7	11.0	11.4
わからない	11.4	11.7	11.0	11.4

教員養成の修士化についての効果と課題②

「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果(速報)」より

<教職課程を修士まで引き上げた場合の問題点・課題>
課題として「**学生の経済的な負担が大きくなる**」を挙げる割合が全般的に高い。また、**大学や学生の多くは、「教員として就職できない学生や、途中で教職に向かないと判断した学生の就職先が問題」も課題として挙げている。**

問題点・課題	教員(N=1422)	学校長(N=648)	大学長(N=238)	教育委員会(N=115)
学生の経済的な負担が大きくなる	62.4	32.4	32.4	32.4
優秀な教員の確保が困難になるという認識は学生には少ない	11.4	11.7	11.0	11.4
優秀な教員の確保が困難になる	11.4	11.7	11.0	11.4
教員として就職できない学生や、途中で教職に向かないと判断した学生の就職先が問題	11.4	11.7	11.0	11.4
大学・大学院で指導する教員の確保が難しい	11.4	11.7	11.0	11.4
学校現場の負担とならぬ教育実習とすることが必要	11.4	11.7	11.0	11.4
大学・大学院のカリキュラムを見直す必要がある	11.4	11.7	11.0	11.4
特になし	11.4	11.7	11.0	11.4
わからない	11.4	11.7	11.0	11.4

教職課程の認定の厳格化・事後評価の実施について

「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果(速報)」より

<教職課程の認定制度の是非>
2割以上の教育委員会が教職課程の「**認定の基準を厳しくすべき**」と回答。

<教職課程の運営に関する事後評価・確認の是非>
事後評価・確認を「**実施すべきではない**」とする意見に比べ、「**実施すべきである**」とする意見の方が多。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)①

○ 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申案)
(中央教育審議会総会(第73回)配付資料)

第2章 異進の原則に応じた体系的なキャリア教育の充実方策

2. キャリア教育の充実方策

(3) 教職員の意識・指導力向上と実施体制の整備

① 教職員の意識や指導力の向上

○ 加えて、教員養成において、キャリア教育に関する必要な知識や指導方法を修得させることも、指導力の向上を図る上で効果的と考えられる。このため、教員養成課程の中で**キャリア教育に関する内容を充実させること**について、今後、**教員の資質能力向上方策の見直しを行う中で検討される**ことが期待される。

第3章 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

3. 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の充実

(2) 専門学科における職業教育

④ 専門学科における職業教育の充実のための環境整備

(4) 教員の指導力の向上・実務経験を有する者の教員への雇用促進

○ また、**地元企業を退職した熟練の知識・技能を有する者が学校で指導することも必要である**。このため、**教員採用に当たり、特定の経歴等を持つ者に対する選考方法や、特別免許状を活用した選考等の事例集を作成・配布するなど特別非常勤講師制度・特別免許状制度の活用や、ティームティーチングによる専門課程の取組を促すことが考えられる。**
今後、**教員の資質能力向上方策の見直しを行う中で、専門学科の教員の免許状の在り方についても検討していくことが期待される。**

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)②

○ 中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会における
論点整理 (中央教育審議会総会(第73回)配付資料)

4. 教職員の確保及び専門性向上のための方策について

(2) 教職員の養成・研修制度の在り方

① すべての教員が特別支援教育についての専門性を持っていることが望ましい。現在、教員養成段階で、特別支援教育に関する内容を取り扱うことになっているが、通常の学級の担任、特別支援学級担任教員について何らかの専門性向上のための方策を検討していく必要がある。例えば、**通常の学級の教員については、大学で特別支援教育関係の単位を修得することが望ましい**。また、**小・中学校等において特別支援教育を担当する教員(特別支援学級や通級による指導の担当教員、特別支援教育コーディネーター)のための免許状を創設することなども考えられる**。さらに、**特別支援学校教員の免許状を廃止せず特別支援学校の教員となることが可能とされている現行制度の見直しを検討する必要がある**。今後、**教員免許制度全般についての検討の中で、特別支援教育関係の単位修得や免許制度の在り方について検討される必要がある**。

○ 文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて(答申)
(平成19年2月2日 文化審議会)

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

6. 国際力の涵養

○ 学校教育に携わるすべての教員が国際についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、**学校の教員の養成及び研修の各段階において、国際力を重点を置いた取組を進める。**

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)③

○教育の情報化(骨子)～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～
(平成22年8月26日 文部科学省)

第6章 教員への支援の在り方
1. 教員の役割と情報活用技術の活用指導力養成
(教員の養成・活用)

○教職課程の認定を受け教員を養成する大学等においては、教職職員免許法施行規則により、「情報機器の操作(2単位)や教育課程及び指導法に関する科目」として「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)」の履修が必須とされている。

現在、中央教育審議会において、教員の資質能力の総合的な向上方策について検討されているところであり、この中で、「IT活用指導力の育成、特に情報教育を担担する教員の免許の在り方等の課題について十分検討する必要がある。今後、中央教育審議会における検討を踏まえつつ、教員養成を行う大学や教職大学院等においては、教育委員会や教育センター等とも連携し、これらの課題に対応する新たな教員養成カリキュラムの開発やそれに基づく効果的な履修体制の構築等を図る必要がある。

○また、教員養成学部(附属学校を含む)をはじめ、大学の教職課程等においては、教員を目指す学生が授業や学習を通じて情報素養・デジタル履修やITスキルに於ける確かな力を養成することが必要である。教員養成学部と密接に連携して教育実習や教育研究を行う役割を果たしてきている附属学校、既に先進的に取り組んでいる学校については、教育の情報化と21世紀にふさわしい学びと学校の創造のために牽引的な役割を果たすことが期待される。

37

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)④

○知識基盤社会を牽引する人材の育成と活躍の促進に向けて
(平成21年8月31日 科学技術・学術審議会人材委員会)

第4章 次代を担う人材の育成
1. 才能を磨出し、伸ばす環境の充実
(1)進取好きなど子どもの裾野の拡大

一方、教員に関しては、現状では、小学校の教員の約6割が理科を指導するが若手という調査もあることから、例えば、大学は、教員養成の段階において、教育委員会等と連携して、観察・実験実習の機会を増やすとともに、自然科学と社会とのつながりに関する議論を促進させるなどの取組を進めるべきである(図56)。また、理科専科や小・中学校の連携等により、理系出身者を小・中学校の教員として登用していくことも進めるべきである。国は、引き続き、小・中学校の理数教育指導において中核的役割を果たす教員の養成を支援すべきである。

○環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針
(平成16年9月24日 閣議決定)

2 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に關し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
(2)環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策
①学校、地域、社会等幅広い場における環境教育
イ学校の教職員の資質の向上

さらに、大学の教員養成課程においても、環境教育を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授することが必要である。

38

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑤

○第3次男女共同参画基本計画
(平成22年12月17日 閣議決定)

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
1 男女平等を推進する教育・学習
ア 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進
・教員養成課程における男女平等などの人権教育を推進する

○わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画
(平成18年3月30日「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係者庁連絡会議)

4. ESDの推進方策
(2)国内における具体的な推進方策
(二)能力開発、人材育成

また、大学の教職課程において、ESDに関する内容を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法が教授されるよう努めます。

(3)各主体に期待される取組
(イ)教員養成・研修機関

教員がESDに関する知識や技能を有していることにより、児童生徒への効果的なESDが可能となるため、教員養成・研修機関に以下のような取組や役割が期待されます。

- ・大学の教育学部等の教職課程において、ESDについて積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授すること。

○高等学校における地理歴史科の履修形態の改善に関する要請
(平成22年4月16日 地理学連携機構)

世界史のみ必修という制度は、教員免許取得上でも問題を抱えています。高等学校地理歴史科教員免許状の取得のために、高等学校で世界史と地理歴史を履修している学生が、大学において必ずしも地理歴史の単位を履修するだけで地理歴史科の免許を取得し、高等学校の現場に出る機会が増加していない。すなわち、中学校レベルの知識と大学での履修履歴の単位取得のみで高等学校の地理歴史を指導することになります。

39

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑥

○現代的課題を切り拓く地理教育
(平成19年9月20日 日本学術会議 人文・経済地理と地域教育分科会、人類学分科会)

2.6 地理GISに関する教員のスキル向上と教育現場での地理GIS利活用の推進

地理GISに関する基礎的知識や技能の習得により、地理空間情報を活用した学習の習慣を身につけ、地域の自然、文化や歴史に愛着を感じ、地域づくりに参画できる能力、国際化や地方分権を理解する人材を養成することが求められている。学校教育の中で地理GISを積極的に利活用することが重要であるが、そのためには、教員の地理GISに関する基礎知識や技能の向上が必要である。地理教育の充実を図るべく教員養成カリキュラムに地理GISに関する科目を新設し、現職教員への地理GIS研修なども実施すること。

○成長を支える人材の育成に関する研究会 中間報告
(平成22年10月20日 産業競争力懇話会(COON))

6. 政府・地方自治体・教育委員会への要請
(4)教員の養成及び教育現場の改善
①教員の養成方法改革

- ・産業界は理科教育支援を継続的に行なうスタンスではあるが、教育の現場での理科離れ問題への対応のポイントは、やはり先方生の理科教育の力を伸ばすこと、そして小学校の理科教育の実施方法を改善することである。まずは教員養成の場である大学の教育学部で、理数が好きで、理科教育にも熱心に取組める教員を養成することが第一といえる。そのためには、学生の選抜を含め、教員養成課程のカリキュラムを変更することや選択制の一つと考えられる。
- ・また、小学校においては理科専任の教員を配置して、理科の授業はクラス担任の教員が教えるのではなく、その理科専任の教員が教えるようにすべきである。理科教育に情熱を持って取り組める教員が担当にならないと、子どもたちの理科への興味や関心を醸成することは困難と思われる。
- ・こういった理科教員の養成に関する企業側の支援としては、特に小学校教員養成課程に関しては、小学校の理科教育で使える実験材料や実験方法についてのヒントの提供や、授業のコンテンツ提供を直接的・間接的な取り組みを紹介する講座の設置などが望ましいと考えられる。

40

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑦

○理科系人材問題解決への新たな挑戦
(平成22年6月28日 公益社団法人経済同友会)

3. 理科系人材問題の解決に向けた挑戦・政策
(6)教員の確保と資質向上

①理科好きな教員を増やすため、そして初等教育から専門性を持つ教員による授業を行うために、理科系学部では小学校教員免許の取得を可能にする

②教員の社会性・専門性を継続的に向上させるために、リカレント教育や教職大学院と理科系大学院の連携の強化など、教員養成方法を改善する

○理科好きの子どもを育てるための提言
(平成22年8月 技術同友会)

現状課題
①理数科がよくなる教員が少ない

小学校の教師になるには、多くの専門単位を取らなければならないので、理系の学生には難しい。教員養成課程では理科教育法は数単位で免許の取得が可能で、また教員養成課程への入学も文系の受験勉強で可能なため、現実には理系のバックグラウンドでない教員が理科を教えることが多くなる。結局、理科系がよくわかる先生があまり多くないということが問題である。

○理科教育の復興案に関する提言
(平成22年12月 地球を考える会)

4. 理科教育の危機的状況の改革を促進すること

小学校で理科を教える教員の多くが、理科の経験実習指導に苦手意識をもちつつ理科を教えている。中学校理科教育においても、指導力が低水準な教員が少なくない。特に若手教員にその割合が高く、若手意識を克服する研修機会も少ない状況である。理科の基礎的指導力に関する研修機会を一層充実させるとともに、基礎的な経験実習能力を習得させていない大学における現在の教員養成システムを改革することを要する。特に小学校の教員の養成において、理科に関する教育をより充実すべきである。具体的には、小・中・高校の各段階で、理科を教える教員に必須の知識と技能を基礎として示し、養成段階でその基礎に到達できるようなべきである。教員を目指す学生には、高校で一定範囲の理科の履修を大学入試科目に課すことも検討すべきである。

41

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑧

○これからの教師の科学的教養と教員養成の在り方について
(平成19年6月22日 日本学術会議)

4 科学的教養のための教師教育政策への長期的提言
(1)教員養成を学部レベルの教育から大学院レベルの教育に移行する改革の実施

日本における教員養成はいまだ学部段階を中心としており、他の多くの先進諸国に比べ高度な教養の育成を大学院で実施する点で大膽に立ち遅れた状況にある。今後学部段階において専門基礎の学習と科学的教養を修め、教員養成を専門大学院教育として修士課程を中心に行うよう、教員養成制度全体をグレードアップしていく必要があり、また要請を通じてその高度専門性を保証していく必要がある。

42

事業報告

鳴門教育大学 自然系コース（理科）
教授 佐藤 勝幸


先導的大学改革推進委託事業
「教員養成に関するモデルカリキュラムの作成に
関する調査研究」
第3回シンポジウム

H23. 1. 30

報告者：鳴門教育大学
 佐藤 勝幸


沿 革(1)

H21.7.9 第11回研究開発検討部会
 事業の実施要項及び実施計画書等の申請
 H21.7.31 平成21年度「先導的大学改革推進委託事業」
 (第二次公募) 採択
 H21.8.24 文部科学省と事業に係る事前打合せ
 H21.9.1 第13回研究開発検討部会
 実施体制・評価体制の確認
 モデルコア・カリキュラム調査研究委員会の設置決定
 H21.10.16 第1回モデルコア・カリキュラム調査研究委員会
 H21.11.25 全学説明会にて本事業の取組みについて説明


沿 革(2)

H21.11.26 第3回モデルコア・カリキュラム調査研究委員会
 モデルコア・カリキュラム開発チームメンバー
 カリキュラムマップに係るアンケート調査検討
 H21.12.15 カリキュラムマップに係るアンケート調査実施
 H22.1.12 文部科学省との事業に係る打合せ
 H22.2.21 本事業に係る第1回研究協議会
 提案発表 岩田 康之先生(東京学芸大)
 廣瀬 政雄先生(鳴門教育大)
 事例発表 岩部 浩三先生(山口大)
 中井 隆司先生(奈良教育大)
 三浦 浩喜先生(福島大)


沿 革(3)

H22.3.2 本事業に係る第2回研究協議会
 提案発表 梅津 正美先生(鳴門教育大)
 事例発表 長澤 憲保先生(兵庫教育大)
 金馬 国晴先生(横浜国立大)
 加藤 寿朗先生(鳥取大)
 橋本 孝之先生(大阪教育大)
 小島 偉子先生(大阪教育大)
 増井 三夫先生(上越教育大)

H22.3.16 本事業に係る第3回研究協議会(本学教員のみ)


沿 革(4)

H22.3.28 本事業に係る第1回シンポジウム(大浜市:梅田スカイビル)
 提 案
 「教員養成におけるモデルコア・カリキュラム創出のための論点」
 西園 芳徳(鳴門教育大)
 「質保証のためのモデルコア・カリキュラムと評価スタンダード」
 佐藤 勝幸(鳴門教育大)
 「質保証のためのカリキュラムマップ」 葛西 真紀子(鳴門教育大)

パネリスト 増井 三夫先生(上越教育大)
 遠藤 孝夫先生(岩手大)
 船寄 俊雄先生(神戸大)


沿 革(5)

H22.5 平成22年度事業計画の確定
 H22.7.6 カリキュラムマップ作成の試行
 対象:モデルコア・カリキュラム開発チームメンバー
 H22.7.6 カリキュラムマップ作成の試行
 対象:モデルコア・カリキュラム開発チームメンバー
 H22.8.4 本事業に係る第4回研究協議会(本学教員のみ)
 H22.8.11 本学全教員を対象に授業科目におけるカリキュラム
 マップ 作成依頼

13

先導的大学改革推進委託事業に係る報告書骨子案(2)

3. 適格判定基準の検討・作成及び一部試行
適格判定基準として以下の2つの基準を提案する。

(1)カリキュラムの構造的適格判定基準
カリキュラムマップに授業科目を当てはめることにより、教員としての必要とされる資質・能力に対する授業科目の過不足が判断できる。

→ カリキュラムマップ

(2)カリキュラムの実践に対する適格判定基準
教職実践演習で開発している基準をもとに授業実践力評価スタンダードの活用を考えた上、整備した基準を提案する。

→ 適格判定基準

14

先導的大学改革推進委託事業に係る報告書骨子案(3)

4. 学部対象のカリキュラムマップのアンケート調査の実施
学部学生を対象にカリキュラムマップの有効性、利便性、要望を調査した。

5. 教育実践力育成に関する卒業生対象のアンケート調査の実施
コア・カリキュラム実施以前および以後の学部卒業生を対象にカリキュラムの有効性や要望を調査した。

6. 医学教育等の他学部における、現代の諸問題に対する大学での質保証の取組みに関する調査
徳島大学医学部において、医学教育におけるコア・カリキュラムの効果や実施態様について調査した。

15

先導的大学改革推進委託事業に係る報告書骨子案(4)

7. 国内外の教員養成カリキュラム、質保証としての評価基準及びFD、SDの動向や実態調査

(1)国内の大学の教員養成カリキュラムの比較
(2)国内の大学のFD、SDの動向や実態調査
(3)国外の大学の教員養成カリキュラムの比較
(4)国外の大学のFD、SDの動向や実態調査

8. 有識者によるシンポジウムの報告

平成22年3月28日(大阪、梅田スカイビル)
平成22年9月23日(徳島、鳴門教育大)
平成23年1月30日(大阪、梅田スカイビル)

16

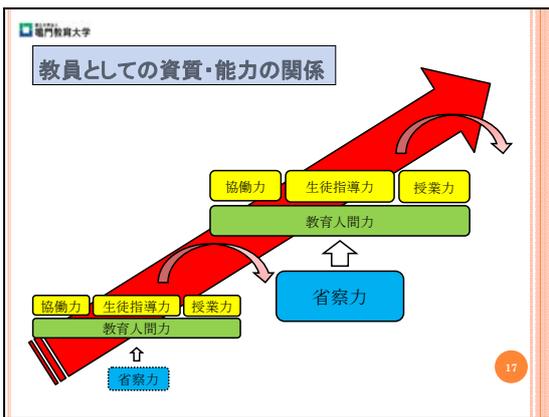
カリキュラムマップとは？

○教員としての資質・能力

教育人間力:使命感、倫理観、教育的愛情、探究心、教養
協働力:対人関係能力、協調性、社会性
生徒指導力:基本的態度、個人指導力、集団指導力
授業力:教科内容の理解、構想力、展開力、評価力

省察力

○作成方法
各授業科目において、強く関連していると考えられる教員としての資質・能力を選び、各授業科目の達成目標を記述する。



18

カリキュラムマップの記入例

科目名	教育人間力				協働力			
	使命感	倫理観	教育的愛情	探究心	教養	対人関係能力	協調性	社会性
日本語療法	→							

憲法の人権・統治機構規定が市民生活において、いかなる意義を持つかについて理解する。

各授業科目の主な資質・能力

- 教養基礎科目: **教育人間力の探究心や教養**
- 教育実践コア科目: **授業力(教科内容の理解とその他)**
- 教職共通科目
 - ①実地教育: **教育人間力** **協働力** **生徒指導力** **授業力**
省察力
 - ②教科教育関連の科目: **授業力**
- 専修専門科目: **授業力(教科内容の理解)**

19

教員養成教育のためのガイドライン

小学校教育専修
教養基礎科目
「日本国憲法」
○到達目標:
【教育人間力:教養】
1. 憲法の人権・政治機構規定が市民生活において……
【授業力:教科内容の理解】
1. 国家権力拘束規範としての憲法の実質を把握し……
2. 憲法問題において適用させるべき理論を……
○作業課題: 1. 人権規定と政治機構規定の関係をめぐる理解
2. 近代立憲主義に基づく憲法規範の遵守主体を明確化にすること
3. 個別的人権をめぐる判例を踏まえた違憲性判断基準の分析

20

カリキュラムの実践に対する適格判定基準

- 教職実践演習で開発している教員としての資質・能力
教育人間力:使命感、倫理観、教育的愛情
協働力:対人関係能力、協調性、社会性
生徒指導力:基本的態度、個人指導力、集団指導力
学習指導・保育実践力:構想力、展開力、評価力
- 授業実践力評価スタンダード
授業構想力:目標の分類と設定、学習者の把握、授業構成、授業計画
授業展開力:話し方、接し方、教材・教具の使用、学習者への評価活動
授業評価力:自己の教育・社会観、教育目標、授業構成論、指導法の対象化と授業評価

21

今後の展望

- モデルコア・カリキュラム(鳴門モデル)をもとにした、より汎用性あるモデルコア・カリキュラムの作成
- 教員養成教育のためのガイドラインの改訂
- 適格判定基準の改良
- 教員養成のためのモデルコア・カリキュラムの普及
- コア・カリキュラム及び適格判定基準の実践と再検討

22

ご静聴ありがとうございました。

23